平成２９年（フ）第４１２９号
大阪市西成区天下茶屋２丁目６番36―512号
債務者　野村　　進
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１３４号
大阪市西淀川区大和田３丁目１番22号　ＬＵＣＥＲＩＡ大和田　101号室、前住所大阪市北区中津４丁目５番15号　メゾンルミエール203号室
債務者　細谷　寿子（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１３６号
大阪府豊中市新千里南町２丁目７番12―202号、前住所大阪府豊中市上新田３丁目６番17―401号
債務者　和田　清子
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１６９号
大阪府大東市諸福７丁目２番９号　レオパレスＫＩＴＡＤＡ203号
債務者　大野　　広
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１７０号
大阪府八尾市高美町６丁目６番46号
債務者　山口光一こと　ＤＡＮＧ　ＹＵ　ＨＡＩ　ＤＵＹ
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２２６号
大阪市旭区千林２丁目７番７号　ハイツ雅３号館　403号
債務者　木村　智香
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２４９号
大阪市淀川区三津屋南１丁目８―41プレサンスロジェ神崎川1404、住民票上の住所大阪市西成区北津守４丁目４番17号　レオパレスサンクチュアリ北津守　109号室
債務者　菅野　誠人
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２８３号
大阪市東住吉区鷹合３丁目18番22号
債務者　黒木　裕二
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４８７号
大阪府茨木市大手町１番４号　ユーエス大手町　202号
債務者　岩田　義寛
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５８６号
大阪府寝屋川市初町10番25号（221号）
債務者　長谷　潔人
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６６８号
大阪府門真市垣内町12番15号　オペルＩ番館402号
債務者　白井真由美
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６７２号
大阪市西区川口３丁目９番22―105号
債務者　松富　町子
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６７５号
大阪市東淀川区小松４丁目12番３号　ＲＩＺＥＯＮＥ上新庄　405号
債務者　木下永大こと　李　　永大
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７４８号
大阪市淀川区加島１丁目２番３―407号
債務者　山口　幸徳
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７９５号
大阪府東大阪市若江西新町４丁目12番14号　西新町ハイツ２号館　208号
債務者　守川トメコ
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８０１号
大阪市平野区加美正覚寺１丁目19番６号
債務者　辻本　順子（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部